


# TOKACHI SHINKUMI DISCLOSURE 2013

あなたのくらしのパートナー

 十勝しんくみ



2013年 ディスクロージャー誌  
十勝信用組合の現況

平成24年4月1日～平成25年3月31日





## 目次 Contents

ごあいさつ .....	2
経営理念、基本方針、沿革・歩み .....	3
組合概況、事業の組織図、役員の一覧 .....	4
事業概況、主要な経営指標の推移 .....	5
自己資本の充実の状況 .....	6
不良債権等の対応 .....	7
リスク管理態勢について .....	8~11
コンプライアンス（法令等遵守）態勢について .....	12
総代会制度について .....	13
主要な事業の内容 .....	14
商品・各種サービスのご案内 .....	15~16
中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組み状況 .....	17~20
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 .....	21
資料編 .....	22~38
法定開示項目一覧 .....	39
報酬体系について .....	40
営業地区・店舗、トピックス .....	41
店舗一覧表 .....	42





## ごあいさつ

皆様には、日頃より十勝信用組合に対して格別のご愛顧とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

平成24年度の事業の概要と決算内容を掲載したディスクロージャー誌「十勝信用組合の現況」を作成いたしましたので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

平成24年度の国内景気は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現により、回復の動きが見られましたが、世界経済の減速等を背景に弱い動きとなっております。

道内、管内経済は、建設関連での復興需要のほか、観光関連でも概ね震災前の水準に戻るなど緩やかな持ち直しの過程にありやや足踏み感が見られますが、管内の基幹産業である農業粗生産額は概ね260億円を突破し、今後においても、フード特区としての経済的期待がもてるものであります。

このような情勢下、当組合は、地元金融機関としての使命を果たすべき積極的に資金需要に応え、金融円滑化の取組み等地域密着金融を行ってまいりました。

その結果、業績面では、預金は期中平均残高452億49百万円（対前期比+5億56百万円・1.25%増）、貸出金は期中平均残高286億68百万円（前期比+68百万円・0.24%増）となり、収益面では、経常利益対前年111百万円増の217百万円、当期純利益は、対前年106百万円増の181百万円となり、5期連続黒字を計上することができました。

懸案であった貸出金は年度末残高、期中平均残高ともに僅かではありますが増加となり、管内でのシェア争いが激化している中、節度、良識ある営業活動により地元金融機関の使命を果たしている結果であると思っております。

これらも偏に組合員の皆さまのご支援の賜物と深く感謝するところであります。

今後も地域になくてはならない金融機関として使命を果たすべく、役職員一同、尽力してまいれる所存でありますので、なお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、組合員の皆様方のご健康とご繁栄、そして十勝・帯広の地域がますます発展することをご祈念申し上げます。

平成25年7月

十勝信用組合

理事長 高橋 克弘





## 経営理念

### 1 存在意義

常に、きめ細かな心の通った金融事業を通じて、取引先の繁栄と地域社会発展のため努力する。

### 2 行動規範

当組合で働く者は、金融業務のプロとして恥ずかしくないように常に自己研鑽に励むものとする。

### 3 経営姿勢

組合の永遠の発展のため、健全経営をはかり、役職員の生活向上を目指して努力する。

## 基本方針

十勝信用組合は役職員の心を合わせ、相互扶助の精神に基づき地域の皆様から信頼され、且つ、必要とされる金融機関として、地域経済の発展に努めると共に、組合員の経済的地位の向上を図る事とする。

## 沿革・歩み

昭和

- 31年 8月 帯広市西1条南12丁目に開店
- 37年 11月 緑ヶ丘出張所開店(昭和41年10月3日に支店に昇格)
- 39年 11月 北出張所開店(昭和42年9月に支店に昇格)
- 42年 11月 幕別支店開店
- 43年 11月 本店、現在地に移転開店
- 50年 12月 上士幌支店開店
- 52年 11月 南支店開店
- 55年 12月 西支店開店
- 58年 9月 終北支店開店
- 58年 8月 全銀データ通信システム(為替)に加盟
- 60年 8月 預金業務オンラインシステム稼働開始(全国信組共同)

平成

- 2年 7月 銀行等業期間CD提携(MICS)業務開始
- 8年 11月 創立40周年記念式典挙行
- 10年 6月 北海道拓殖銀行春駒支店跡に緑ヶ丘支店移転
- 12年 4月 郵貯とのCDオンライン提携業務開始
- 12年 4月 信用組合業界の監督事務が北海道から金融庁に移行
- 14年 1月 損害保険取扱業務開始
- 14年 12月 上士幌支店改築開店
- 15年 4月 インターネットホームページに経営情報の開示開始
- 16年 4月 中小企業金融公庫・郵路信組・十勝信組において業務提携・協力について覚書を締結
- 16年 11月 監査法人 トーマツと監査契約の締結
- 16年 12月 決済用預金(集約型普通預金)の取扱を開始
- 17年 6月 本店建物改修
- 17年 9月 「十勝しんくみ まごころ相談室」及び「しんくみ利用者相談室」の開設
- 18年 1月 ATMによる他行振込カード利用開始
- 18年 2月 一時払い終身生命保険の取り扱い開始
- 18年 11月 創立50周年記念式典を開催
- 19年 5月 第5次オンラインシステム運用開始
- 19年 8月 北海道財務局 金融検査受検
- 20年 2月 適格機関投資家の指定を受ける
- 20年 3月 北海道後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関契約締結
- 20年 6月 高橋 克弘 理事長に就任
- 20年 12月 北海道財務局主催「金融庁機能強化に係る説明会」参加
- 21年 5月 預金保険機構検査受検
- 21年 12月 北海道財務局主催「中小企業等金融円滑化に係る説明会」参加
- 22年 5月 北海道財務局主催「危機対応業務に係る指定金融機関制度に関する説明会」参加
- 22年 6月 北海道財務局 金融検査(金融円滑化)受検
- 22年 9月 金融庁業務説明会参加
- 22年 9月 全信組連札幌支店による国庫金検査受検
- 22年 10月 北海道財務局主催「視覚障がい者団体と金融機関との意見交換会」参加
- 22年 11月 井上前理事長「賞状受章」受賞
- 22年 11月 北海道財務局主催「疑わしい取引の届出」研修会参加
- 23年 3月 北海道財務局主催「地域密着型金融シンポジウム」参加
- 23年 9月 金融庁業務説明会参加
- 23年 10月 北海道財務局主催「疑わしい取引の届出」研修会参加
- 24年 1月 北海道財務局 金融検査受検
- 24年 5月 高木元理事長「旭日双光章」受賞
- 24年 12月 経営革新等支援機関として認定を受ける





## 経営理念

### 1 存在意義

常に、きめ細かな心の通った金融事業を通じて、取引先の繁栄と地域社会発展のため努力する。

### 2 行動規範

当組合で働く者は、金融業務のプロとして恥ずかしくないように常に自己研鑽に励むものとする。

### 3 経営姿勢

組合の永遠の発展のため、健全経営をはかり、役職員の生活向上を目指して努力する。

## 基本方針

十勝信用組合は役職員の心を合わせ、相互扶助の精神に基づき地域の皆様から信頼され、且つ、必要とされる金融機関として、地域経済の発展に努めると共に、組合員の経済的地位の向上を図る事とする。

## 沿革・歩み

昭和

- 31年 8月 帯広市西1条南12丁目に開店
- 37年 11月 緑ヶ丘出張所開店(昭和41年10月3日に支店に昇格)
- 39年 11月 北出張所開店(昭和42年9月に支店に昇格)
- 42年 11月 幕別支店開店
- 43年 11月 本店、現在地に移転開店
- 50年 12月 上士幌支店開店
- 52年 11月 南支店開店
- 55年 12月 西支店開店
- 58年 9月 終北支店開店
- 58年 8月 全銀データ通信システム(為替)に加盟
- 60年 8月 預金業務オンラインシステム稼働開始(全国信組共同)

平成

- 2年 7月 銀行等業期間CD提携(MICS)業務開始
- 8年 11月 創立40周年記念式典挙行
- 10年 6月 北海道拓殖銀行春駒支店跡に緑ヶ丘支店移転
- 12年 4月 郵貯とのCDオンライン提携業務開始
- 12年 4月 信用組合業界の監督事務が北海道から金融庁に移行
- 14年 1月 損害保険取扱業務開始
- 14年 12月 上士幌支店改築開店
- 15年 4月 インターネットホームページに経営情報の開示開始
- 16年 4月 中小企業金融公庫・郵路信組・十勝信組において業務提携・協力について覚書を締結
- 16年 11月 監査法人 トーマツと監査契約の締結
- 16年 12月 決済用預金(無利息型普通預金)の取扱を開始
- 17年 6月 本店建物改修
- 17年 9月 「十勝しんくみ まごころ相談室」及び「しんくみ利用者相談室」の開設
- 18年 1月 ATMによる他行振込カード利用開始
- 18年 2月 一時払い終身生命保険の取り扱い開始
- 18年 11月 創立50周年記念式典を開催
- 19年 5月 第5次オンラインシステム運用開始
- 19年 8月 北海道財務局 金融検査受検
- 20年 2月 適格機関投資家の指定を受ける
- 20年 3月 北海道後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関契約締結
- 20年 6月 高橋 克弘 理事長に就任
- 20年 12月 北海道財務局主催「金融庁機能強化に係る説明会」参加
- 21年 5月 預金保険機構検査受検
- 21年 12月 北海道財務局主催「中小企業等金融円滑化に係る説明会」参加
- 22年 5月 北海道財務局主催「危機対応業務に係る指定金融機関制度に関する説明会」参加
- 22年 6月 北海道財務局 金融検査(金融円滑化)受検
- 22年 9月 金融庁業務説明会参加
- 22年 9月 全信組連札幌支店による国庫金検査受検
- 22年 10月 北海道財務局主催「視覚障がい者団体と金融機関との意見交換会」参加
- 22年 11月 井上前理事長「賞状受章」受賞
- 22年 11月 北海道財務局主催「疑わしい取引の届出」研修会参加
- 23年 3月 北海道財務局主催「地域密着型金融シンポジウム」参加
- 23年 9月 金融庁業務説明会参加
- 23年 10月 北海道財務局主催「疑わしい取引の届出」研修会参加
- 24年 1月 北海道財務局 金融検査受検
- 24年 5月 高木元理事長「旭日双光章」受賞
- 24年 12月 経営革新等支援機関として認定を受ける

## 組合概況

(平成25年3月31日現在)

- |        |  |         |                                 |
|--------|--|---------|---------------------------------|
| ■ 名称   | 十勝信用組合   | ■ 職員数   | 73名 (男性49名・女性24名)               |
| ■ 本店   | 〒080-0010<br>帯広市大通南9丁目18・20番地<br>TEL 0155-23-1371(代) | ■ 店舗数   | 8店舗                             |
| ■ 設立   | 昭和31年8月  | ■ 市内    | 本店、緑ヶ丘、北、南、西、啓北                 |
| ■ 出資金  | 4億48百万円  | ■ 管内    | 幕別、上士幌                          |
| ■ 預金残高 | 436億円  | ■ 事業内容  | 預金・融資・為替業務の他<br>住宅金融支援機構等各種代理業務 |
| ■ 融資残高 | 285億円  | ■ 商工会議所 | 議員、部会役員への参画                     |

## 事業の組織図

(平成25年6月21日現在)



## 役員の一覧 [理事及び監事の氏名及び役職名]

(平成25年6月21日現在)

- |       |       |        |       |      |       |
|-------|-------|--------|-------|------|-------|
| ■理事長  | ■専務理事 | ■常務理事  | ■常勤理事 |      |       |
| 高橋 克弘 | 梅津 孝  | 大場 孝志  | 高木 良二 |      |       |
| ■理事   | ■理事   | ■理事    | ■理事   | ■理事  | ■理事   |
| 千葉 清孝 | 佐藤 正彦 | 徳井 裕昭  | 五日市 修 | 藤原 治 | 本田 公一 |
| ■常勤監事 | ■監事   | ■員外監事* |       |      |       |
| 久世 政雄 | 高橋 千尋 | 白岩 征之  |       |      |       |

当組合は、職員出身者以外の理事6名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。  
\*協同組合による金融事業に関する法律に定める員外監事



## 事業概況

### 預金・積金の状況

平成24年度は、地縁・人縁による地域密着活動を更に推進し、利用者の利便性向上を主眼とした外訪活動を積極的に展開しました。「子育て応援定期」「エコ定期」の推進、また年金受給先を対象とした「年金旅行」「理事長杯年金パークゴルフ大会」等を実施し、しんくみファン増加の為に活動を展開したことより期末の預金残高は436億89百万円（前期比8億49百万円増・1.98%増率）となりました。

### 貸出金の状況

地元金融機関としての使命を果たすべき積極的に資金需要に応え、金融円滑化及び、地域密着金融を例年通り積極的に取り組んだ結果、近年減少傾向にて推移していた年度末の貸出金残高は285億76百万円（前期比79百万円増・0.28%増率）となり、僅かではありますが増加となりました。

### 損益面の状況

収益面では、貸出金の利回りの低下により貸出金利息が減収となりましたが、預け金・有価証券の効率的運用と資金調達費用の預金利回り低下により、金融機関の実質的な収益力を示すコア業務純益は206百万円となりました。貸倒引当金が前期より116百万円の大幅な減少となり、経常利益は対前年111百万円増の217百万円、当期純利益は対前年106百万円増の181百万円となりました。

### 組合員・出資金の状況

自己資本の充実を図るために、今期も前期に引続き、出資金の増強を推進致しました。

その結果、組合員皆様のご理解・ご協力を頂き、当期中に出資金額が6,367千円の増加となり、組合員数は11,395名、出資金総額は448,254千円となりました。

### 出資配当率について

出資配当は、業績等から年2%の据置きと致しました。

## 主要な経営指標の推移

（単位：千円）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益	1,135,141	1,142,712	1,121,816	1,131,029	1,113,369
経常利益	3,178	126,052	146,132	105,889	217,625
当期純利益	19,554	96,854	120,474	74,721	181,193
預金積金残高	41,421,161	42,180,109	42,642,782	42,839,433	43,689,103
貸出金残高	31,845,668	30,606,399	28,757,527	28,496,971	28,576,688
有価証券残高	7,548,273	9,207,034	10,476,140	9,697,785	9,952,394
総資産額	43,477,078	44,700,346	45,101,554	45,419,407	46,760,566
純資産額	1,329,680	1,771,814	1,762,236	1,876,523	2,333,765
単体自己資本比率	8.54%	8.58%	9.34%	9.42%	9.34%
出資総額	416,910	425,272	431,354	441,887	448,254
出資口数	833,820口	850,544口	862,708口	883,774口	896,508口
出資に対する配当金	8,092	8,222	8,374	8,640	8,732
出資配当率	2.00%	2.00%	2.00%	2.00%	2.00%
職員数	74人	73人	70人	73人	73人

(注) 1. 職員数は期末日現在の数です。  
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成23年度銀行告示第22号に定義されております。

# 自己資本の充実の状況

## 自己資本の状況

自己資本比率は、金融機関の財務体質の健全性を示す重要な指標です。

当組合の平成25年3月末の自己資本比率は、国内基準（4%）を充分上回る9.34%を確保しております。当組合は、皆様からの信頼にお応えできるよう健全性を維持し、財務体質の強化に努めてまいります。

### 〈自己資本比率〉



## ■自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されています。平成24年度末の自己資本額のうち、基本的項目では、出資金（普通出資）及び利益剰余金等が該当します。補完的項目では、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額及び一般貸倒引当金（自己資本比率算式の分母の0.625%を限度）が該当します。

## ■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、十勝管内のみを営業区域として営業を行う金融機関で、25年3月末の自己資本比率は、9.34%と国内基準（4%）を大きく上回っております。

これまで地域のお客様方にお持ちいただいている出資金と利益等により、自己資本充実を図り、経営の健全性・安全性を保ってきております。

尚、将来の自己資本充実策については、年度ごとの収支計画に基づいた業務推進を通じ得られる利益により資本の横上げを施策として考えております。

また、自己資本の大半は、出資金や準備金・積立金等の最も安定した基本的項目の資本で構成されております。



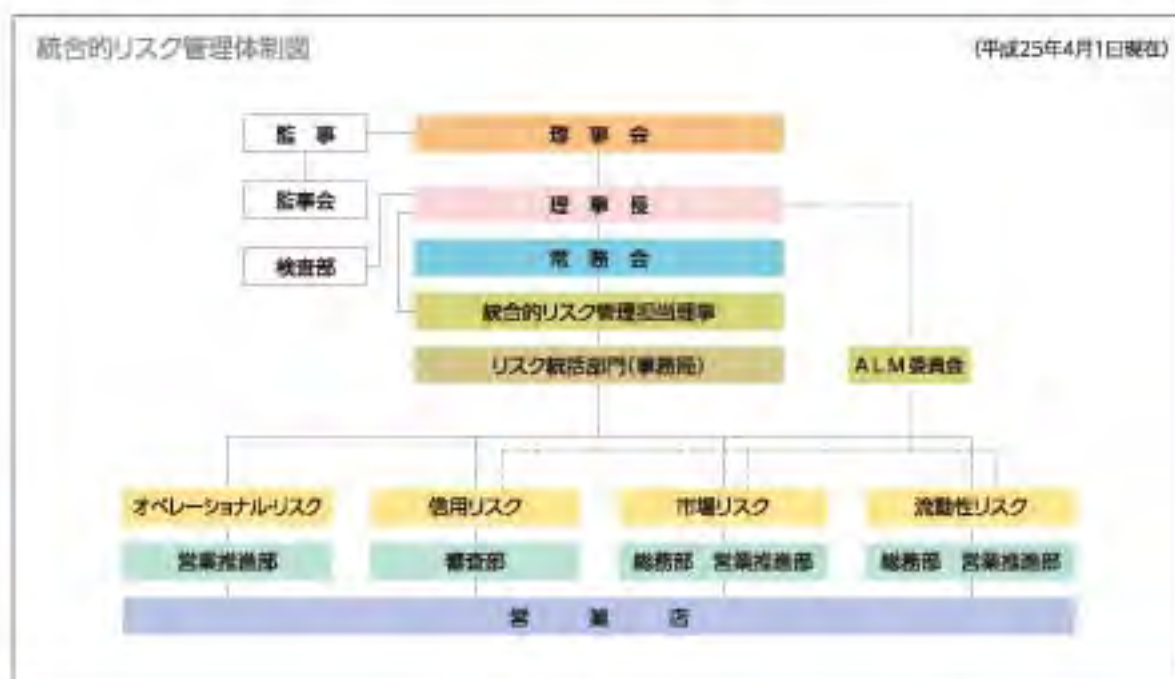




# リスク管理態勢について

金融環境が大きく変化する中で、金融機関の業務は経営全般に亘り様々なリスクが一段と多様化・複雑化し、経営の自己責任が強く求められております。

当組合の統合的リスクの管理は、業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し、総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的とし、「統合的リスク管理規程」に基づき、リスク統括部門は各リスクの管理所管部署と連携して、当組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して統合的リスク管理態勢の充実・強化に努めております。



## ■市場リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクター（危険要素）の変動により資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生みだされる収益が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクからなっています。当組合では「市場リスク管理規程」に基づき、定期的リスク統括部門に報告し、また「ALM規程」に基づきALM委員会を定期的開催し、資産の健全性と収益の向上に努めております。

## ■流動性リスクの管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失等により資金繰りに支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによる損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることによる損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。当組合では、的確な資金ポジションを確保するため預金や貸出金を日常的に集中管理するとともに、資金調達手段や調達先の多様化などを図り、流動性の健全確保に対しても万全の体制をとっております。また「流動性リスク管理規程」に基づき、定期的統合的リスク管理部門に報告し、適正な資金管理に努めております。

尚、当組合では、資金を市場から調達していないことから「資金繰りリスク」のみを流動性リスク管理として対応しています。



### ■信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化により、資産（オフバランス資産を含む）価値が減少または消失して当組合が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、貸出審査部門と営業推進部門を分離し内部研修・外部研修を通じ審査管理能力の向上に努め、更には厳正な資産の自己査定を行い資産の健全化に努めています。

貸倒引当金の計算基準として、一般貸倒引当金については、正常先債権及び要注意先債権を一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引き当てております。

個別貸倒引当金については、破綻懸念先債権は債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てており、実質破綻先債権及び破綻先債権は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。その引当結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

また、「信用リスク管理規程」に基づき定期的に統合的リスク管理部門に報告し、資産の健全性確保に努めております。

#### ● リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・トレーディング・サービス(S&P)、株式会社日本格付投資情報センター(F&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)の4社を採用しております。

#### ● エクスポートの種類のリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポートの種類の適格格付機関の使分けは行っておりません。

### ■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、融資金に対する保全としての預金担保・有価証券担保・不動産担保・保証等による保全措置を講じているところであり、あくまでも補充的措置と認識しております。

当組合は、融資の取上げに際しては資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質等、さまざまな角度からの判断と、担保又は保証人に過度に依存しない融資姿勢に努めております。

なお、審査の結果において担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただき、ご契約をいただく等適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、預金積金・不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証等があり、その手続きについては、当組合が定める「事務取扱規程」等により適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、「事務取扱規程」等に基づき適切な取扱いに努めております。

尚、パーゼルIIにおける信用リスク削減手法としては、預金積金や上場株式等による適格金融資産担保・政府関係機関等による保証を採用しており、担保に関する手続きについては事務規定等により、適切な事務取扱並びに適正な評価及び管理を行っております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

#### ● 派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、該当ありません。

#### ● 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引はありません。



## ■オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動若しくは、システムが不適切である事又は外生的な事象により損害を被るリスクであり、主に「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」に分類され、特に「事務リスク」と「システムリスク」については管理方針を定め、当組合の規模・特性を踏まえ、合理的かつ実効性のある内部管理態勢を構築することにより、当該リスクの発生を未然に防止するとともに、経営に対する影響を極小化させることを基本方針としております。

また、リスク統括部門が各リスクの管理所轄部署と連携し、検査部による自店検査及び臨店検査、営業推進部の臨店によるモニタリング等の結果に基づき、統括的なリスク管理態勢の充実・強化に努め態勢上の問題点等を把握し、適時適切な指示を各部に対し行うと共に、担当理事が常務会へ報告する等リスクコントロールする態勢によりリスクの削減に努めております。

### (システムリスク管理の方針)

- 当組合のコンピューターシステムは、しんくみ全国共同センター（以下「SKC」という。）のシステムを利用していることから、SKCと一体となってシステムの安定稼働に万全を期し、障害等の発生を未然に防止するため、SKCの運営に積極的に参画するものとする。
- 当組合は、SKCからのデータを基に作成する独自資料の管理並びに危機管理対応に備えるために補完システムを有していることから、これらのリスク管理も行うものとする。
- 通常業務管理のために導入が図られているパソコン等についても、リスク管理を行うものとする。

### (事務リスク管理の方針)

- 当組合は、事務リスク管理の重要性を鑑み、次により事務リスクを軽減すべき対応を図り、顧客からの信頼性向上に努める。
- 事務処理における正確性の確保を重視し、手続・権限の厳正性の維持を図る。
- 事務規程・各種マニュアルの整備と適切な事務指導を実施し、事務処理の厳正化と事務上のミスや不正の未然防止のための内部管理態勢の充実・強化を図る。
- 機械化・システム化により手作業事務処理の軽減を図る。
- 現金の取扱は、別に定める「出納事務取扱要領」、金券の取扱については、「重要証書類出庫入庫事務取扱要領」に基づき厳格に行う。
- 事故の未然防止、事務レベルの向上のため、検査部による臨店検査を全店年1回以上実施するほか、営業店においても毎月1回の店内検査の実施を図る。
- 各営業店に対し計画的な研修・指導を行い、事務水準の向上を図る。

## ●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

## ■銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等または、株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、優先出資証券、株式関連投資信託、投資事業組合への出資金が該当します。（子会社及び関連会社株式はありません）

そのうち上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価およびバリュアットリスク計測により把握し、定期的並びに適宜、リスク統括部門に報告し、その内容を統合的リスク管理担当理事から常務会に報告を行い、適切なリスク管理に努めております。

株式関連投資信託への投資は、債券運用のヘッジ資産とし、「年間運用計画書」に従いポートフォリオの調整を行っております。なお、取引に当たっては、当組合が定める「資金運用規程」「資金運



用基準要領」「有価証券運用基準要領」に基づいて適正に運用・管理に努めております。

一方、非上場株式、優先出資証券、投資事業組合への出資金については、上記規程・要領に則り適正な運用・管理に努め、リスク状況については、財務諸表、運用報告書を基に、定期的に常務会へ報告し適切なリスク管理に努めております。

当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券の区分に関する規程」「有価証券時価評価算定基準要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理をしております。

### ● 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

当組合では取扱していません。

## ■ 金利リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、VaR法を用い、金利リスクを算定し、ALM委員会で協議検討するとともに、定期的にリスク統括部門に報告し、その内容を統合的リスク管理担当理事から常務会に報告を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

### ● 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合は、預貸金については、SKC-ALMシステムを用いて、有価証券については、VaR法により金利リスクを計測しております。

VaR（バリュー・アット・リスク）は、以下の定義に基づき算定しております。

1. 計測手法・・・・・・・・・・ 再評価方法
2. 対 象・・・・・・・・・・ リスクの対象は、預貸金(預け金を含む)、有価証券
3. リスク額・・・・・・・・・・ ①保有期間:預貸金(預け金を含む) 240日、有価証券120日  
②信頼区間99%  
③観測期間5年  
にて最大損失額を計測しております。
4. コア預金・・・・・・・・・・ コア預金とは明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことをいいます。  
当組合では、流動性預金全般(当座・普通・貯蓄預金等の預金)を対象に  
①過去5年間の最低残高  
②過去5年の最大年間流失量を現残高から差し引いた残高  
③現残高50%相当額  
のうち③を採用し、満期は2.5年に残高全額があると想定して算出しております。
5. 計測の頻度・・・・・・・・ 月次



# コンプライアンス(法令等遵守)態勢について

金融機関には、一般の企業に比べ公共性が高く、社会的責任を意図した経営が常に求められ、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、マネーロンダリング、テロ資金供与の防止など数多くの法令やルールがあります。この法令やルールを厳格に遵守することはもとより、社会的信頼を全うすることを法令遵守（コンプライアンス）とします。

## 基本的な考え方

当組合は、空同組合組織による組合員の相互扶助を理念にいたし金融機関として、社会的責任と公共的使命を認識し、法令や社会的規範等を遵守し、日常業務を正確正に行い、リスクを未然に防止する態勢を有し、経営の健全性を保つことが使命の根幹であると考えております。そのことにより、地域の信頼から真に頼りにされ、取引先、地域社会の発展に寄与できる金融機関の基本であると考えております。

## 当組合の取り組み

当組合は、コンプライアンス態勢の構築が経営の最重要課題とし、十層信用組合管理規程を基本に据え「コンプライアンス規程」を基に、従業員全員が経営の健全性を高め、社会からの信頼を確かなものとするコンプライアンスの基本原則に基づき、理事長を先頭に本部及び本支店の各部門ごとにコンプライアンス態勢の徹底に努めております。

## 当組合のコンプライアンス基本方針

- 1. 社会的使命と公共性の自覚と責任**  
(1)当組合は、常に健全経営に努めることにより、中小企業者及び勤労者等の金融の円滑化に努めます。  
(2)当組合は、常にお客様へのサービス向上に努めることにより、地域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。
- 2. 情報の管理**  
(1)当組合は、常に各種法令・規制を遵守しその精神を尊重します。  
(2)当組合は、誠実・公正な行動により、社会、顧客からの信頼確保に努めます。
- 3. 経営の透明性の確保**  
当組合は、常に組合員の皆様、地域社会、並びに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実施します。
- 4. 反社会的勢力の排除**  
当組合は、反社会的勢力の介入に対して、企業として断固として立ち向かいこれを排除します。

## ●顧客保護等管理態勢

当組合では、顧客の保護及び利便性の向上を図ることを目的に「顧客保護管理規程」を定め、顧客保護等管理が適切に行われることに努めております。

### 顧客保護等管理とは、

- (1)顧客に対し与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)、預金等の受入、貸付の返済、仲介、募集等及びその他顧客との間で業として行われる取引の説明が十分に行われるよう管理すること。
- (2)顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応が適切に処理されるよう管理すること。
- (3)顧客の情報が漏洩防止の観点から適切に行われていることを管理すること。
- (4)当組合の業務を外部委託する場合、業務遂行の的確性を確保し、顧客情報や顧客への対応が適切に実施されることを管理すること。
- (5)当組合の業務に関し顧客保護や利便性の向上のために必要であると判断した業務が適切に行われるように管理すること。

## ●利益相反管理方針の概要

当組合は、当組合とお客様の間における取引に關し法令等を遵守し、当組合の商品・サービスを利用し又は利用しようとする方の正当な利益の確保及びその利便性の向上に努め、もってお客様からの信頼が確保されるよう継続的に取り組んでいます。

また、当組合は法令等に就いて当組合の利益相反管理方針を制定し、その概要をここに公表します。

### 1. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間及び当組合の お客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること。
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること、また、お客様との取引が対象取引に該当するの否のにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から設立した利益相反管理部門において、適切に特定を行います。

### 2. 利益相反取引の種類

対象取引は、個別具体的な事実に応じて対象取引に該当するかの否が決定するものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- ① 優越的地位の濫用により、お客様の不利益のもとに当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引。
- ② ビジネスマッチング等において、一方のお客様に対する利益よりも優先して特定のお客様の利益を確保する態勢を有する状況の取引。
- ③ お客様から入手した情報を不当に利用して、当組合または他のお客様の利益を図る取引。

### 3. 利益相反管理体制

当組合は、適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理部署を設け、利益相反のおそれのある取引の特定及び管理を一元的に行います。

また、これらの業務を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証いたします。

### 4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当組合には、グループ会社等がおりませんので利益相反管理の対象は、当組合のみとなります。



# 総代会制度について

## ■総代会について

信用組合は、信用組合組織の合議制であり、その組合員によって構成される組合の最高意思決定機関として総会を設けることとなっております。総代会とは、定款の規定により、営業区域内の8地区の組合員の中から選挙された総代によって組織される総代会を指しております。

総代会は、組合と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映させるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により構成され、組合員の意思を適正に反映し、充実した経営を実現しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、余剰金処分、事業計画の承認、立派変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する議案、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

## ■総代の定数及び任期

定款の規定により、総代の定数は100人以上110人以内とし、現在は104人を定数としております。また、総代の任期は3年となっております。(総代定数100人、任期満了日平成29年10月18日)

総代の選出方法は、総代選挙規程に定められ、所在地を第1区とし十管内の町村を2区から6区にわけて組合員の中から選んでいます。

## ■総代会の決議事項

総代会では、総代選挙を除く組合の権限に属するあらゆる事項の議決を行ないますが、主な決議事項は次のとおりです。

1. 定款の変更
2. 理事・監事・会計責任者の選任及び解任
3. 決算剰余金等の承認及び剰余金の処分
4. 毎事業年度の収支予算及び事業計画

## ■第57期通常総代会決議のご通知

平成25年6月21日(日)開催の第57期通常総代会におきまして、下記のとおり決議されましたのでご報告申し上げます。

期	議案	議決結果
第1号議案	剰余金処分案承認の件	賛成
第2号議案	平成25年度(第58期)事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件	賛成
第3号議案	役員選任に付する総代総代会支出承認の件	賛成
第4号議案	定款第15条第3項第1号条による組合員除名の件	賛成

## ■選挙区域及び定員

選挙区	区域	期	定員
1	中央	西13条以南～西8条まで、南13丁目以北西13丁目まで 西9条以南～西1条まで、南13丁目以北西7丁目まで 大通以南～札幌川まで、旧石道線以北西7丁目まで	12
	南	西8条以南、南14丁目及び旧石道線以南、 公園東側から西12条以南、南11丁目及び大正町まで	16
	北	西5条以南、南9丁目以上	9
	緑ヶ丘	西8条以西、南ヶ丘代名道路を境として、 緑ヶ丘公園、南町、公園南町を含む大正町まで	16
	西北	西16条以南、南11丁目まで、 西12条から南13丁目以北西9条以南	6
	西	西17条以西、南11丁目まで、 西14条以西、南13丁目及び西11条から南13丁目以北	12
2	茅野町 清水町 新橋町 西条町	2	
3	藤沢町 池田町 西条町 湯野町	14	
4	宮原町 土間町 上土間町	14	
5	中札内村 豊村 豊村副産物 大森町 石川町	2	
6	本沢町 豆田町 船岡町	1	

## ■組合員の意見を反映させる取組み

当組合では、総代会に規定することなく、利用者アンケート調査や総代との地区ごとの相談会を実施するなど、日常の経営活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

## ■組合員数

(単位：人、百万円)

区分	平成23年度		平成24年度	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個人	10,096	300	10,077	300
法人	1,318	111	1,318	109
合計	11,414	411	11,395	409



## ■総代氏名

(平成25年6月31日現在)  
任期/平成23年10月19日から平成26年10月18日

敬称略・順不同

### ●第1選挙区総代名簿 (南13条以南西13条以西(選挙12名))

田中 伸一  
王子 昌博  
久保 隆太郎  
藤村 孝典  
藤村 孝典  
比内 昌雄  
藤村 昌典

### ●第1選挙区総代名簿 (南13条以南西12条以西(選挙12名))

石川 博典  
大越 真幸  
西野 智子  
久保 昌博  
宮本 隆雄  
家原 隆一  
日家 隆一

### ●第1選挙区総代名簿 (南13条以西西15条以西(選挙15名))

南アイニエ  
浅野 隆雄  
南アイニエ  
内山 武  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
小村 仁

### ●第2選挙区総代名簿 (南13条以西西12条以西(選挙12名))

藤村 昌典  
藤村 昌典

### ●第3選挙区総代名簿 (南13条以西西9条以西(選挙12名))

藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典

### ●第1選挙区総代名簿 (南13条以西西10条以西(選挙15名))

大木 隆  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典

### ●第4選挙区総代名簿 (南13条以西西7条以西(選挙12名))

藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典

### ●第1選挙区総代名簿 (南13条以西西8条以西(選挙12名))

藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典

### ●第5選挙区総代名簿 (南13条以西西5条以西(選挙12名))

藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典

### ●第1選挙区総代名簿 (南13条以西西6条以西(選挙12名))

藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典  
藤村 昌典

### ●第6選挙区総代名簿 (南13条以西西4条以西(選挙12名))

藤村 昌典

以上定員 104名  
現員 100名

\*個人情報公表法に基づく開示をしております。







## 預金

預金の種類	内 容	預入期間	預入金額
大口定期預金	まとまった資金の運用に最適です。分散した資金をおまとめたければ、より有利な運用が可能となります。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上
スーパー定期	ご利用に合わせて、おいくらからでも運用が可能。300万円以上ですと、更に有利な運用が可能となります。	1ヶ月以上5年以内	100円以上
新型期日指定定期	1年以降で、10年運用まで、いつでもお好きな時にお引出しいただける便利な預金です。	最長3年(最短1年)	100円以上 300万円未満
定期性総合口座	1度の通帳に普通・定期・定額・自動貯蓄をセット。貯める・受取る・支払う・借りるがすべてできます。	—	—
子育て応援定期預金	1歳未満の扶養するお子様をお持ちの個人のお客様に、定額提示金枠に上限を設けて定期預金をお預かり致します。	1年(自動継続の取扱は出来ません)	10万円以上<200万円以内 (満額のお預入れは10万円)
スーパー積金	結婚・旅行・教育・住宅の増改築などの資金を準備する計画預金です。目標に合わせてご利用いただけます。	6ヶ月以上7年以内	1,000円以上
子育て応援定期積金	1歳未満の扶養するお子様をお持ちの個人のお客様に、定額提示金枠に上限を設けて定期預金をお預かり致します。	2年以上	ご契約の満期金額 が20万円以上
普通預金	給与・年金・配当金の自動受取りや公共料金の自動支払等おサイフがわりにご利用いただけます。	ご自由	1円以上
無利息型普通預金	利息の付かない普通預金で、平成17年4月以降のペイオフ解凍法大償も預金保険制度により全額保護の対象となります。	ご自由	1円以上
貯蓄預金	お預入れ残高により、2段階の金利で運用することができます。	ご自由	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期間の運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。	お引出しは納税時	1円以上
当座預金	ご両立されている方の高利引きの決済口座です。安全で簡便的な小切手のご利用に なれます。	ご自由	1円以上
積立定期預金	目的にあわせて積立てる預金です。ご希望日にあわせて満期日も設定できます。	5年以内	100円以上
一般財形預金	ご来店いただくことなく毎月の給料 ボーナスから天引きして積立てます。	積立期間3年以上	1,000円以上
財形年金預金	給料・ボーナスから天引きして積立て、退職後60歳以降年金としてお受取り。税法に基づき、利息非課税の運用があります。	積立期間5年以上	100円以上
財形住宅預金	5年以上定期的に積立てその全部または一部を住宅取得の資金などに当てます。税法に基づき、利息非課税の運用があります。	積立期間5年以上	100円以上



## 融 資 (ローン)

融資の種類	資金のお使いみち	ご融資額	ご返済期間
オーナーポケット	事業用資金 (運転・設備資金)	10万円以上300万円以内	1年更新
フリーローン	旅行・教育・結婚など暮らしの中のあらゆる資金としてご利用いただけます。	10万円以上300万円以内	7年以内
スーパーフリー	お使いみちは自由で、事業用資金にもご利用いただけます。	10万円以上300万円以内	7年以内
マイカーローン	自家用自動車の購入に、車検・修繕・売却取得の費用にもご利用いただけます。	10万円以上500万円以内	7年以内
教育ローン	専修専門学校・短大・大学の入学費・授業料等にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内	10年以内
カードローン	あらゆる資金にご利用いただけます。自動機から簡単に融資を受ける事ができます。	10万円以上50万円以内	3年更新
ベストバック	お使いみちは自由で、当座貸付 (総合口座方式) ですので、手がるにご利用いただけます。	30万円又は50万円のいずれか	1年更新
住宅ローン	住宅の新築・中古住宅や土地購入等にご利用いただけます。	10万円以上6,000万円以内	35年以内
リフォームローン	住宅の改築・増築・ユニットバス工事等にご利用いただけます。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ
事業者カードローン	事業資金に幅広くご利用いただけます。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ
アパートローン	賃貸アパート・マンションの新築・修繕費・アパートローンの借換にご利用いただけます。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ

※注意 各種融資は、融資対象が限られる場合または不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があります。また、年収や借入金の合計などによってご融資金額が制限される場合や金利とは別に保証料・手数料が必要な場合もありますので、詳しくは窓口でお尋ねください。  
上記各種融資は、個人消費用の商品を主に対象してありますので、事業資金につきましては窓口でお尋ねください。



## 各種サービス

サービスの種類	内容と特色
内国為替	ご送金・お振込・代金取立など、全国の信用組合・銀行・信用金庫・農協などとオンラインで結び、迅速・正確・安全にお取り扱いします。
給与振込	毎月のお給料が直接、お客様の口座に入金されるため安全で確実です。
年金振込	大切な年金を確実に受取ることができ、優遇金利の定期預金もご利用できます。
自動受取	配当金・保険金などが、ご指定の預金口座に直接入金されます。
公金収納	道・市町村税など公金収納のお取扱いをいたします。
自動振替	電気・ガス・水道・電話・受信料等の公共料金、保険料、クレジット代金等を自動的にご指定の預金口座からお支払いします。
夜間金庫	お店の売上金を夜間や土日・祝日でもお預かりいたします。営業日に自動的に入金いたします。
定額自動振替	毎月一定の日に一定の金額を、同一の受取人あて、ご指定の口座から振込いたします。
キャッシュサービス	カードで入金・引き出し・残高照会ができます。全国の提携金融機関で利用することができます。セブンイレブン（セブン銀行）のATMでも利用できます。
キャッシングサービス	ATMで、日専連ジェミス・NCおびひろ・銀行系クレジットカードのキャッシングがご利用いただけます。
しんくみお得ネット	全国の提携信用組合でのATMご利用手数料が無料でご利用いただけます。

## 金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適性の確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識・経験・財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役員員に対する研修等を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。



※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。





## ① 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、事業計画における重点として「中小企業者等に対する金融円滑化の為、柔軟・迅速に資金需要に対応する」と定め、これまでも地域のお客様の金融円滑化へ向けて積極的な取組みをすすめてまいりました。また、月計画の推進項目においては「地域密着型金融の更なる推進」、「経営基盤の強化」の項目も定めて、中小零細事業者・勤労者の皆様へ地域金融機関としての役割を果たすべく全力を注いでおります。

### 【地域密着型金融の更なる推進】

- ・企業診断による必要な解決策の提言、支援を図るためのコンサルティング機能の発揮
- ・地域・人縁の顧客基盤による情報提供、経営改善・相談等のサービス提供
- ・事業価値を見極める融資手法の検討と、中小零細事業者に適した資金供給手法の取組み
- ・地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献
- ・全国の組合員を対象とした「しんくみネット」の利用促進

### 【経営基盤の強化】

- ・中小零細事業者の経済対策資金支援・新規創業育成
- ・勤労者の生活安定・向上支援
- ・少子高齢化社会に対応する取引顧客強化及び地域社会等への積極的参加

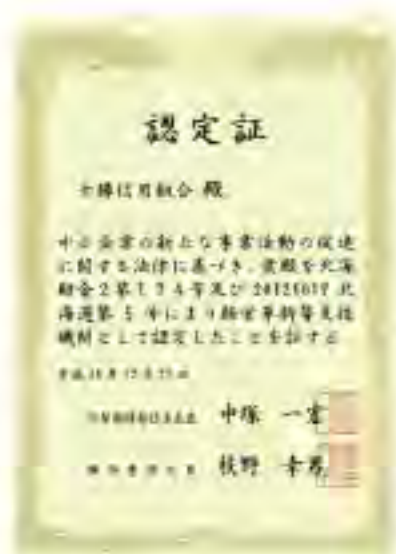
## ② 態勢整備の状況

当組合は創業以来一貫して、地元地域のお客様のもとに出向く「渉外業務」を態勢的に継続して確保し、お客様との面談により「生の声」を拝聴し、預金・融資の各種事務手続き・相談業務等を積極的に図ってまいりました。

地域金融機関として、地元のお客様に対する「地道な訪問活動」でありませんが、一番大切な取組みとして揺らぐことのない信念に基づき行動しております。また、平成14年度からは融資実務経験者を「融資渉外」として市内店舗に配置し、新規創業・経営改善等の融資実務相談・アドバイス等と共に、金融の円滑化支援に関する相談・受付等を取計い、地域のお客様の一層身近な金融機関としてスピード感をもって行動することを心がけております。融資渉外は平成25年3月31日現在、市内店舗に5名を配置しております。

また、平成24年12月21日付で経営革新等支援機関として主務大臣から認定証を拝受いたしました。地域金融機関として「経営革新等支援機関」として果たすべく、その責務を十分認識し組織一丸となって取組んでおります。

外部機関との連携については、審査部・営業推進部の2部署が中心となり営業店をサポートする形で、平成23年度から継続して北海道経済産業局を中心とする「中小企業支援ネットワーク強化事業」の支援機関として積極的に事業に参画してまいりました。また、「北海道中小企業支援ネットワーク」事務局・北海道信用保証協会の支援機関に参加、地元商工会議所・商工会とも従来から連携関係を構築するなど、外部機関と積極的にかかわっております。





### ③ 取組み状況

#### a 創業・新事業開拓

創業及び新事業の起業者を、地縁・人縁を生かして融資渉外・渉外係が日常活動より発掘を行い、開業を目指す活動をバックアップ・良き相談者となり、可能な限りの金融支援と地元経済の活性化に繋がる取組みを行っております。また、下記の創業支援セミナー・説明会などに積極的に参加いたしました。

尚、当組合の平成24年度の創業・新事業支援への融資実績は、12件：26百万円です。

※創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実施等、当組合融資のうち創業・新事業支援として実績把握が可能なものも含んでおります。



- ・平成24年6月13日、「中小企業支援ネットワーク強化事業、中小企業支援機関指導員等連携研修会in南広」(北海道経済産業局他主催)
- ・平成24年7月26日、「平成24年度 帯広市中小企業振興情報交換会」(帯広市商工観光部 商業まちづくり課主催)
- ・平成24年10月6日、「金融・経済講演会」(日本銀行帯広事務所主催)
- ・平成24年11月29日、「創業・起業支援フェア」(帯広市主催)
- ・平成25年2月16日、「日本及韓国公庫による教育資金・事業資金セミナー」(営業推進部主催)

#### b 成長段階

円滑な資金供給及び返済条件の緩和に取組み、資金繰りの安定化を目指した金融支援策を展開しています。担保・保証に過度に依存しない融資の取組みとして、動産・売掛金担保融資 (ABL) や北海道信用保証協会との「セイフティーネット保証制度」を積極的に取り組み、地域経済を金融面から支える活動を行っております。

尚、当組合の平成24年度中の動産・売掛金担保融資の実績は、5件：196百万円です。(うち、売掛金担保融資 2件：51百万円、動産担保融資 3件：145百万円です)

※売掛金担保融資は、北海道信用保証協会の保証付きです。

※動産担保融資は、担保の一部に動産譲渡担保契約を締結した融資実行分を含めており担保の全てが動産担保融資ではありません。

#### c 経営改善・事業再生・業種転換等

外部機関の北海道経済産業局を中心とする「中小企業支援ネットワーク強化事業 巡回相談員派遣」により、巡回相談員が高度専門的相談に直接対応後、更なる専門家派遣により中小企業が抱える高度・専門的な課題の解決を図る事業を積極的に活用し、各営業店支店長等が巡回相談員と共に、顧客企業に巡回いたしました。巡回相談を受けられたお客様の中においては、ホームページ立上げ・販路拡大・財務改善など、その成果が一步一步前進しております。また、下記の会議出席などで顧客企業の経営改善・事業再生・業種転換等についての外部機関との連携も密接に図っております。

尚、当組合の平成24年度中のコンサルティング (中小企業支援ネットワーク強化事業・巡回対応相談員派遣) の実績は22件です。



ネットワーク全体会議

- ・平成24年7月23日、「政策パッケージ説明会」(北海道中小企業再生支援協議会主催)
- ・平成24年7月25日、「金融円滑化、政策パッケージ」等について、北海道経済総務支援所中小企業課来訪による意見交換
- ・平成24年9月20日、「北海道中小企業支援ネットワーク設立会合・第1回全体会議」(事務局：北海道信用保証協会)
- ・平成25年2月6日、「北海道中小企業支援ネットワーク第2回全体会議」(事務局：北海道信用保証協会)





## 地域密着型金融の取組み状況(24年4月～25年3月) 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

1	項目	地域活性化(A企業)の例
2	タイトル	シヤンデリア製品の首都圏への販路拡大及び各種補助金の活用
3	動機(経緯)	十数年前よりアメリカへ商品の買い付けに行っていた際に、カウボーイやインディアンの文化を見て、北海道のエゾシカと結びつけて何か商品化できないか構想を練り、シカ角を加工してシヤンデリアなどの照明装飾品を開発しブランド展開と広告宣伝を行い販路開拓を行ってきた。
4	取組み内容	・毎年多数廃棄されるエゾシカを地域の資源とらえ補助金(帯広市)を使ってシヤンデリア等の加工製品を開発。 ・エゾシカの皮を使ったレザージャケット等の加工販売。 ・北海道文化放送系列でフジテレビの番組「男気じゃんけん」に出品、放映され出演者・スタッフから豪華さが評価されていた。
5	成果(効果)	・各種補助金についての情報を得る事ができた。 ・平成25年度は4月と9月に新商品開発等の募集があり申込を複数。 ・販路の拡大方法についてのヒントなどを聞くことが出来た。
6	25年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題	【当組合にとっての成果】 ・当該企業の販路拡大についての情報提供による情報提供支援 ・外部専門家の意見反映による企業拡大  【評価】 ・販路拡大についても、一歩ずつ確実に多方面からの問合せ・注文が増加しつつある。 ・外部専門家の意見を取り入れた製品づくりのアイデアも生まれた。  【今後の課題】 ・職人技術による生産であり大量生産できない。 ・技術加工の人材育成が課題。 ・製品加工期間と安定したエゾシカ角を確保資金が課題。
7	新規・継続	<input checked="" type="checkbox"/> 新規取組み <input type="checkbox"/> 継続取組み (開始年度 平成 24 年度)



## ④ 地域の活性化に関する取組み状況

当組合では、地元商工会議所・商工会・商店街等が主催する「夏祭り・盆踊り」等の地域イベントに積極的に参加・参画し、地域活性化・地域コミュニケーションに深くかかわっております。また、十勝馬文化の地域価値である「ばんえい競馬まつり」を、帯広市内金融機関連携でPRし地域一体となって伝承する活動にも積極的に取り組んでおります。

### 融資を通じた地域貢献の内容

※単位未満は切り捨てて表示しております。

#### ● 無担保無保証融資(小口事業貸付)の実行額 (単位:百万円)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実行額	11	39	17	78	16	61

#### ● 動産・売掛金担保融資の実行額 (単位:百万円)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実行額	2	59	2	24	5	196

※平成24年度は動産担保融資 3件・142万円と貸付のみです。

※ 動産担保融資は、担保として動産担保の提供を前提とし融資実行が完了した後に担保の全てが動産担保融資ではございません。

#### ● セイフティーネット保証融資の実行額 (単位:百万円)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実行額	92	1,133	69	860	51	589

※平成22年度は「帯広市保証協会保証」・「商工会」(17件)・(106万円)、平成23年度は「帯広市保証協会保証」・「商工会」(10件)・(1,000万円)です。

#### ● 地方自治体の制度融資の貸出残高 (単位:百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
制度融資残高	4,025	3,816	3,643
総貸出金に対する割合	13.99%	13.39%	12.74%

#### ● 地方自治体に対する貸出残高 (単位:百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
貸出金残高	1,094	1,150	1,170
総貸出金に対する割合	3.80%	4.03%	4.09%





## ■ 文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

十勝しんくみは、協同組織の金融機関として「地域と共に発展すること」を願い、地域社会の発展のために様々な取組みを行っております。

平成 24年	4月～9月	「アダプトプログラム」4区駐車場清掃活動参加	上士幌支店
	5月～10月	「フラワーポット式花壇整備事業に参加」	本店
	5月20日	「電信通り商店街花壇整備参加」	北支店
	6月14日	「第18回十勝信用組合南支店長杯パークゴルフ大会」	南支店
	7月7日	「さつまいもフェスタ運営協力」	幕別支店
	7月15日	「第14回、まくべつ夏フェスタ2012運営協力」	幕別支店
	8月6日	「大通り商店街夏祭り運営協力」	本店
	8月8日	「電信通り夏祭り大会参加」	北支店
	8月16～18日	「帯広平原盆踊り・幕別盆踊り・上士幌盆踊り参加」	
	9月9日	「上士幌町商工まつりに参加」	上士幌支店
	9月29日	「十勝しんくみ理事長杯年金パークゴルフ大会開催」	
	10月5～12日	「とちがひん馬まつりPR協力・職員Tシャツ着用」	本店
	10月7日	「幕別産業まつり運営協力」	幕別支店
	10月7日	「電信通り商店街秋の収穫祭協力」	北支店
平成 25年	1月～2月	「イルミネーション装飾事業に参加」	本店
	1月25～30日	「電信通り商店街アイスキャンドル 製作・設置」	北支店
	2月17日	「忠類ナウマン全道そり大会運営協力」	幕別支店
	10月9～12日	「第13回しんくみ年金旅行実施」	啓北支店
	10月13～14日	「啓北コミセンまつりの協賛」	北支店
	10月14日	「電信通り商店街花壇整備参加」	北支店
	12月6日	「大通り商店街 クリスマスの夕べに参加」	本店



帯広平原盆踊り参加



「しんくみの日」啓北支店  
啓北館にハンカチ贈呈



十勝しんくみ理事長杯  
年金パークゴルフ大会

## ■ 地域貢献に資する預金・融資商品の提供



地域密着型 健全な消費者金融市場の形成に向けた商品



太陽光発電設備支援



地域世界の子育て支援預金商品



## ■ 金融円滑化管理態勢に係る組織体制

「中小企業円滑化法」は平成25年3月末で終了しましたが、当組合は引続き円滑な資金の供給支援体制を継続しております。







## 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

### 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記のしんくみ利用者相談室をご利用ください。

**【しんくみ利用者相談室】 ☎ 0120-81-4093**

受付日 月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間 午前10時～午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.tokachishinkumi.com>

### 紛争解決措置

○東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

○第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

○第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記センターにおいて、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記しんくみ利用者相談室または下記窓口までお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

例えば、山形県弁護士会（やまがた弁護士会）の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

例えば、お客様は、釧路弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

**【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】**

受付日 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

電話 03-3567-2456

住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）





# 資料編

## CONTENTS

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表	23	貸出金種類別平均残高	32
貸借対照表の注記事項	24~26	固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	32
損益計算書	27	貸出金業種別残高、構成比	32
剰余金処分計算書	28	担保の種類別の貸出金残高	32
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	28	担保の種類別の債務保証見返額	33
法定監査の状況	28	貸出金使途別残高	33
継続企業の前提の重要な疑義	28	貸出金種類別残高	33
業務粗利益・業務粗利益率	29	消費者ローン・住宅ローンの残高	33
資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	29	代理貸付残高の内訳	33
総資金利額	29	有価証券種類別平均残高	34
業務純益	29	有価証券種類別の残存期間別残高	34
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	29	有価証券の取得価格または契約価格、時価及び評価損益	34
受取利息及び支払利息の増減	29	自己資本の構成に関する事項	35
総資産利益率	29	自己資本の充実度に関する事項	36
1店舗当たりの預金・貸出金残高	29	信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	37
職員1人当たりの預金・貸出金残高	30	一般貸借引当金、個別貸借引当金の期末残高及び期中の増減額	37
経費の内訳	30	業種別の個別貸借引当金及び貸出金償却の残高等	37
役員取引の状況	30	リスクウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	38
その他業務収益	30	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	38
預貸率及び預証率	30	出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等	38
預金種目別平均残高	31	出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	38
固定金利、変動金利の区分ごとの定期預金残高	31	貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額	38
財形貯蓄残高	31	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	38
預金者別預金残高	31	金利リスクに関して内部管理上使用した 金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額	38
内国為替取扱状況	31		



(単位：千円)

## ■ 貸借対照表

資産の部		
目 目	平成23年度	平成24年度
現金	835,417	803,877
預け金	6,149,860	6,878,687
有価証券	9,697,785	9,952,394
国 債	1,731,270	315,880
地方債	1,096,924	1,459,691
社 債	3,764,072	3,951,562
株 式	193,526	261,288
その他の証券	2,911,991	3,963,971
貸出金	28,496,971	28,576,686
割引手形	354,448	365,179
手形貸付	1,841,553	1,549,531
証券貸付	24,495,277	25,017,897
当座貸越	1,805,692	1,644,080
その他資産	292,685	283,012
未決済為替債	11,282	12,196
全信託貸出資産	111,600	111,600
前払費用	55	-
未収収益	89,399	89,116
その他の資産	80,347	70,099
有形固定資産	603,547	601,896
建 物	166,299	163,971
土 地	405,449	416,511
建設仮勘定	-	2,007
その他の有形固定資産	31,798	19,405
無形固定資産	2,803	2,709
ソフトウェア	271	177
その他の無形固定資産	2,532	2,532
繰延税金資産	283,669	189,951
債務保証見返	109,025	120,720
貸倒引当金	△ 1,052,359	△ 649,372
(貸倒引当金)	(△ 988,631)	(△ 599,816)
合 計	45,419,407	46,760,566

負債及び純資産の部		
目 目	平成23年度	平成24年度
預金・積立	42,839,433	43,689,103
当座預金	673,233	662,893
普通預金	11,332,561	12,172,377
貯蓄預金	100,648	93,455
通知預金	-	-
定期預金	28,673,736	28,711,361
定期積立	1,986,944	1,991,011
その他の預金	72,309	58,003
その他負債	231,025	230,441
未決済為替債	18,685	28,482
未払費用	65,227	53,385
納付前てん保金	4,908	3,653
未払法人税等	21,543	39,418
預受収益	13,197	12,537
払戻未済金	398	1,608
職員預り金	37,971	37,366
その他の負債	69,093	53,990
退職給付引当金	289,491	293,812
役員退職慰労引当金	35,865	42,316
偶発損失引当金	12,690	10,180
新設費引当金	834	1,032
西暦他に係る繰延税金負債	24,518	39,194
債務保証	109,025	120,720
負債の部合計	43,542,884	44,426,800
出資金	441,887	448,254
繰出出資金	441,887	448,254
利益剰余金	1,561,831	1,734,383
利益準備金	431,000	441,000
その他利益剰余金	1,130,831	1,293,383
特別積立金	1,024,000	1,074,000
(うち目的積立金)	(534,000)	(584,000)
当期末処分剰余金	106,831	219,383
(当期剰余金)	(74,721)	(181,193)
剰余金勘定合計	2,003,718	2,182,637
その他有価証券評価差額金	△ 190,243	102,755
土地再評価差額金	63,048	48,372
評価・換算差額等合計	△ 127,195	151,127
純 資 産 の 部 合 計	1,876,523	2,333,765
合 計	45,419,407	46,760,566



## 貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、高価評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 311百万円

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 399百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)に基づき、以下により算出しております。

① 青森市内に保有する事業用土地の評価は、同法律施行令第2条第4号に定める表価額の課税対象価格(路線価)に合理的な調整を行って算出しております。

② 寿町町内、土土町町内に保有する事業用土地の評価は、同法律施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額  
△237百万円

- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～38年

その他 3年～15年

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

- 貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本会議会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の規模毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。  
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。  
なお、当組合は、親数事業主(包括組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)

年金資産の額 283,431百万円

年金財政計算上の給付債務の額 315,534百万円

差引額 △32,103百万円

(2) 制度全体に占める当組合の拠出割合(自平成23年4月分 至平成24年3月分) 0.366%

(3) 補正説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高32,103百万円(別途積立金はありません)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書製上、特別基金37百万円を費用処理しております。また、年金財政計算上の繰越不足金については(今期は繰越不足金はありません)、財政再計算に基づき必要に応じて特別基金率を引き上げる等の方法により処理されることとなります。

なお、(特別基金の額はあらかじめ定められた掛金率を拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 繰上損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、債権保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

- 所有権等除外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 526百万円

- 有形固定資産の減価償却累計額 630百万円

- 貸出金のうち、破綻先債権額は198百万円、延滞債権額は1,796百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第9号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は28百万円あります。  
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は262百万円あります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。



18. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,236百万円であり、なお、15から18に掲げた債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。
19. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
20. 有形形制により取得した商業手形の額面金額は、365百万円であり、
21. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。  
為替取引のために預け金600百万円を担保として提供しているほか、全国信用組合保障基金として預け金203百万円を預け入れしております。
22. 出資口当たりの純資産額は2,603円17銭です。

23. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理  
当組合は、貸付規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- ⅰ 金利リスクの管理  
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
ALMに関する見解及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。  
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。
- ⅱ 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、資金運用規程に従って行われております。  
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
これらの情報は総務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- ⅲ 市場リスクに係る定量的情報  
当組合の「市場リスク量」のうち有価証券についてはVaR(観測期間は5年、保有期間は120日、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いており、当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。2013年3月31日において、当該リスク量の大きさは514百万円になります。  
2012年4月1日から2013年3月31日まで、保有期間1日VaR(信頼区間99%)を用いてバックテストを行い、使用するモデルに十分な精度があることを検証しております。  
預け金、貸出金、預金債金については金利リスク量をVaR(観測期間は5年、保有期間は240日、信頼区間は99%、モンテカルロ法)を用い、その合計を市場リスク量として定量的分析を行っております。2013年3月31日において、当該リスク量の大きさは51百万円になります。  
ただし、これらの当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下におけるリスク量は把握できない可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。  
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金債金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項  
平成 25 年3月31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。  
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	6,076	6,913	84
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	710	756	46
その他の有価証券	3,195	3,195	—
(3) 貸出金(*1)	28,576		
貸倒引当金(*2)	△469		
	27,937	28,214	287
金融資産計	44,741	45,078	337
(1) 預金債金	43,689	43,640	△49
金融負債計	43,689	43,640	△49

(\*1) 預け金、貸出金、預金債金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。  
(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

- (1) 預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券  
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25に記載しております。



## (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸倒引当金の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という)。  
 ② ①以外のうち、残存期間が短期(1年以内)、または、変動金利によるものは貸出金計上額。  
 ③ ①以外のうち、残存期間が長期(1年超)の固定金利によるものはその種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR/SWAP金利)で割り引いた価格を時価とみなしております。

## 金融負債

## (1) 預金積立

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR/SWAP金利)で割り引いた価格を時価とみなしております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	18
合 計	18

## 25. 右債証券の時価、評価法額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。  
 (2) 満期保有目的の債券

## 【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地方債	38	40	2
社 債	—	—	—
その他の債	450	458	8
小 計	490	508	18

(注)時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

## 【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	103	114	11
債 券	4,761	4,628	133
国 債	315	303	12
地方債	1,319	1,281	38
社 債	3,125	3,064	61
その他の債	1,752	1,712	40
小 計	6,717	6,426	291

(注)貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

## 26. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

## 27. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損
	3,220百万円	57百万円	0百万円

## 28. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間別の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

債 券	償還期間			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	351	2,051	2,229	1,114
地方債	—	—	315	—
社 債	100	226	392	730
その他の債	290	1,804	1,520	375
小 計	477	2,968	3,952	1,679

## 29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,549百万円であり、このうち取戻期満額が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,549百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約額度の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を請求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業績等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を行っております。

## 30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		繰延税金負債小計	259百万円
貸倒引当金償入金算入限度額超過額	136百万円	評価性引当額	△14百万円
退職給付引当金償入金算入限度額超過額	57百万円	繰延税金資産合計	245百万円
退職給付引当金取崩不足額	25百万円	繰延税金負債	
役員退職慰労引当金償入金算入限度額超過額	11百万円	その他有価証券評価差額金	55百万円
減価償却損金算入限度額超過額	5百万円	繰延税金負債合計	55百万円
その他有価証券評価差額金	15百万円	繰延税金資産の純額	189百万円
その他	6百万円		

## 31. 会計処理の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による、経常利益、当期純利益に与える影響は軽微であります。



## ■ 損益計算書

(単位：千円)

科目	平成23年度	平成24年度
経常収益	1,131,029	1,113,389
貸金運用収益	997,494	1,007,610
貸出金利息	805,426	793,553
預け金利息	25,049	32,671
有価証券利息配当金	162,554	176,921
その他の受入利息	4,464	4,464
役員取引等収益	42,975	42,631
受入為替手数料	22,079	22,140
その他の役員収益	20,896	20,490
その他業務収益	69,470	41,957
国債等債券売却利益	65,586	40,659
その他の業務収益	3,883	1,298
その他経常収益	21,089	21,190
償却債権取立益	2,734	-
株式等売却益	13,479	17,187
その他の経常収益	4,875	4,002
経常費用	1,025,140	895,763
貸金関連費用	35,832	25,084
預金利息	32,998	22,892
給付補填債金繰入額	2,629	2,000
その他の支払利息	204	191
役員取引等費用	55,839	61,967
支払為替手数料	10,432	10,600
その他役員費用	45,406	51,366
その他業務費用	7,583	2,979
国債等債券売却損	3,021	661
国債等債券償却	4,404	2,087
その他の業務費用	158	229
経費	768,686	765,042
人件費	518,212	520,995
物件費	242,945	237,185
税金	7,528	6,861
その他経常費用	157,199	40,689
貸倒引当金繰入額	141,777	24,947
株式等償却	1,153	-
その他資産償却	126	126
その他経常費用	14,141	15,616
経常利益	105,889	217,625
特別損失	2,123	72
固定資産処分損	243	72
その他の特別損失	1,880	-
税引前当期純利益	103,765	217,552
法人税・住民税及び事業税	21,000	38,000
法人税等調整額	6,043	△ 1,640
当期純利益	74,721	181,193
繰越金(当期初残高)	32,109	38,190
当期未処分剰余金	106,831	219,383

(注)  
1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 出資金1口当たりの当期純利益額は485円56銭

(注)  
1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 出資金1口当たりの当期純利益額は420円95銭



■ 剰余金処分計算書

	平成23年度	平成24年度
当期末処分剰余金	106,831,140	219,383,855
計	106,831,140	219,383,855
剰余金処分額	68,640,536	185,732,145
利益準備金	10,000,000	7,000,000
出費に対する配当金	8,640,536	8,732,145
経営安定強化積立金	50,000,000	170,000,000
繰越金(当期末残高)	38,190,604	33,651,710


(単位：円)

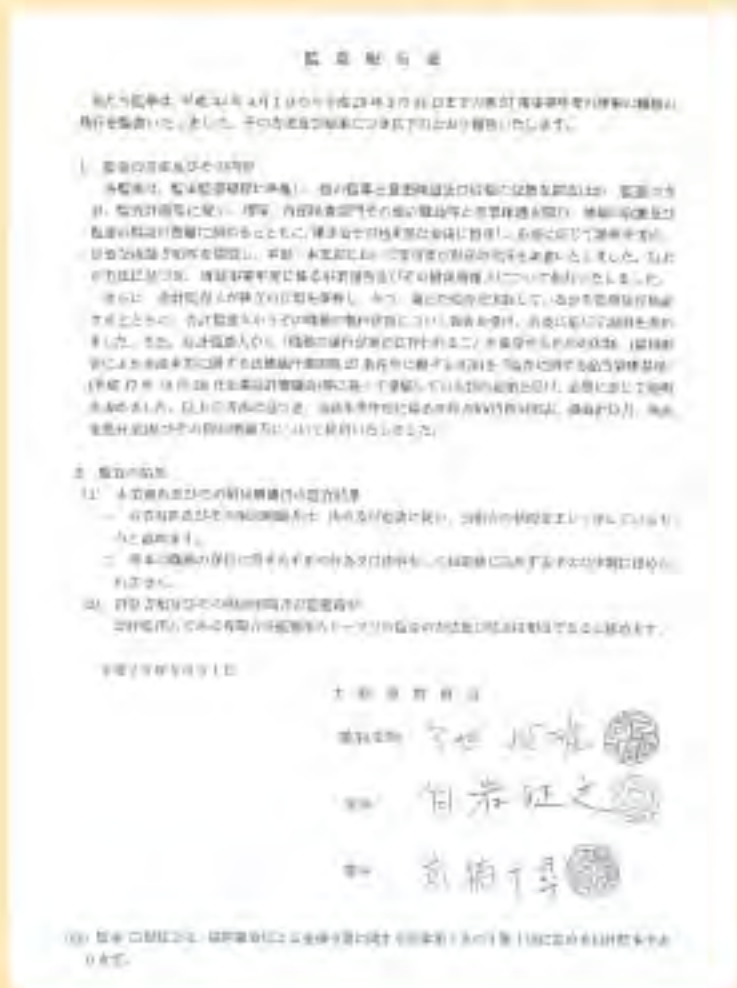
■ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第57期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成25年6月21日

十勝信用組合

理事長 高橋 克弘 



■ 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき「貸借対照表」、「損益計算書」及び「剰余金処分計算書」等につきましては、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

■ 継続企業の前提の重要な疑義

該当ありません。



■ 業務粗利益・業務粗利益率  
 ■ 資金運用収支、役員取引等  
 収支及びその他業務収支

(単位：千円)

科目		平成23年度	平成24年度
資金運用収支	資金運用収益	997,494	1,007,610
	資金調達費用	35,832	25,084
		961,662	982,526
役員取引等収支	役員取引等収益	42,975	42,631
	役員取引等費用	55,839	61,967
		△ 12,863	△ 19,336
その他業務収支	その他業務収益	69,470	41,957
	その他業務費用	7,583	2,979
		61,886	38,978
業務粗利益		1,010,684	1,002,168
業務粗利益率		2.18%	2.12%

(注) 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用収支(平均残高)}} \times 100$

■ 総資金利鞘

(単位：%)

区分	平成23年度	平成24年度
資金運用利回	2.15	2.13
資金調達原利率	1.78	1.72
総資金利鞘	0.37	0.41

■ 業務純益

(単位：千円)

項目	平成23年度	平成24年度
業務純益	239,684	258,737

■ 資金運用勘定、  
 調達勘定の平均残高等

項目	年度	平均残高(万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	24年度	47,127	1,007,610	2.13
	23年度	46,361	997,494	2.15
うち貸出金	24年度	28,668	793,553	2.76
	23年度	28,599	805,426	2.81
うち預け金	24年度	8,615	32,671	0.37
	23年度	7,292	25,049	0.34
うち金融機関貸付等	24年度	120	1,524	1.27
	23年度	120	2,792	2.32
うち有価証券	24年度	9,732	176,921	1.81
	23年度	10,357	162,554	1.56
資金調達勘定	24年度	45,289	25,084	-0.05
	23年度	44,735	35,832	0.08
うち預金積金	24年度	45,249	24,892	0.05
	23年度	44,692	35,627	0.07
うち譲渡性預金	24年度	-	-	-
	23年度	-	-	-
うち借入金	24年度	-	-	-
	23年度	-	-	-

(注) 資金運用勘定は預金以外の平均残高(23年度46,361万円、24年度47,127万円)を数値として表示しております。

■ 受取利息及び  
 支払利息の増減

(単位：千円)

項目	平成23年度	平成24年度
受取利息の増減	△ 7,037	10,115
支払利息の増減	△ 20,453	△ 10,748

■ 総資産利益率

(単位：%)

区分	平成23年度	平成24年度
総資産総利益率	0.22	0.45
総資産当期純利益率	0.15	0.37

(注) 総資産総利益(当期純利益)率 =  $\frac{\text{当期(当期純)利益}}{\text{総資産(期末残高)の平均値}} \times 100$

■ 1店舗当たりの  
 預金・貸出金残高

(単位：百万円)

区分	平成23年度	平成24年度
1店舗当たりの預金残高	5,354	5,461
1店舗当たりの貸出金残高	3,562	3,572



### ■ 職員1人当たりの 預金・貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
職員1人当たりの預金残高	586	598
職員1人当たりの貸出金残高	390	391

### ■ 経費の内訳

(単位:千円)

項 目	平成23年度	平成24年度
人件費	518,212	520,995
船舶給与手当	406,750	412,899
退職給付費用	54,562	48,522
その他	56,899	59,572
物件費	242,945	237,185
事務費	100,375	103,203
固定資産費	42,128	43,768
事業費	22,125	22,317
人事厚生費	7,431	9,867
減価償却費	33,487	26,876
その他	37,397	31,152
税金	7,528	6,861
合 計	768,686	765,042

### ■ 役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
役務取引等収益	42,975	42,631
受入為替手数料	22,079	22,140
その他受入手数料	19,031	20,479
その他の役務取引等収益	1,864	11
役務取引等費用	55,839	61,967
支払為替手数料	10,432	10,600
その他支払手数料	35,228	40,549
その他の役務取引費用	10,177	10,817

### ■ その他業務収益

(単位:千円)

項 目	平成23年度	平成24年度
国債等債券売却益	65,586	40,659
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	3,883	1,298
合 計	69,470	41,957

### ■ 預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	平成23年度	平成24年度
預貸率	期末	66.52
	期中平均	63.99
預証率	期末	22.63
	期中平均	23.17

(注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸付金}}{\text{預金残高} + \text{貸付残高}} \times 100$

2. 預証率 =  $\frac{\text{保証証券}}{\text{預金残高} + \text{貸付残高}} \times 100$



## ■ 預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	13,554,245	30.33	14,142,399	31.25
定期性預金	31,073,352	69.53	31,034,199	68.58
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	65,361	0.15	73,349	0.16
合計	44,692,959	100.00	45,249,947	100.00

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
 2. 定期性預金＝定期預金＋定額預金  
 3. 構成比は小数第3位を四捨五入し、小数第2位までを記載しております。

 ■ 固定金利、変動金利の  
区分ごとの定期預金残高

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度
固定金利定期預金	28,673,736	28,711,361
変動金利定期預金	—	—

※定期預金は、預入時に満期までの利率が確定するものであり、変動金利の取扱いはありません。

## ■ 財形貯蓄残高

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度
財形貯蓄残高	34,564	37,762

## ■ 預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	35,916	83.84	36,342	83.18
一般法人	6,080	14.19	6,491	14.86
金融機関	97	0.23	48	0.11
公金	745	1.74	807	1.85
合計	42,839	100.00	43,689	100.00

(注) 構成比は小数第3位を四捨五入し、小数第2位までを記載しております。

## ■ 内国為替取扱状況

(単位：百万円)

区分	仕向	平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額
送金振込	仕向為替	27,607	15,669	27,193	16,874
	被仕向為替	43,254	20,412	44,341	21,480
代金取立	仕向為替	1,027	948	1,042	1,227
	被仕向為替	616	647	580	552



### ■ 貸出金種類別平均残高

(単位：円、千)

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	317,715	1.11	328,446	1.15
手形貸付	1,887,252	6.60	1,940,506	6.77
証券貸付	24,700,885	86.37	24,796,350	86.49
当座貸越	1,693,630	5.92	1,502,879	5.59
合計	28,599,484	100.00	28,668,182	100.00

(注) 構成比は小数第3位を四捨五入しております。

### ■ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度
固定金利貸出	9,204,291	8,481,121
変動金利貸出	19,292,680	20,095,567

### ■ 貸出金業種別残高、構成比

(単位：千円、千)

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	467,308	1.6	366,523	1.3
農業、林業	188,796	0.7	175,422	0.6
漁業	3,053	0.0	1,409	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	126,132	0.4	165,260	0.6
建設業	4,508,433	15.8	4,200,061	14.7
電気、ガス、熱供給、水道業	55,415	0.2	163,009	0.6
情報通信業	27,196	0.1	250,538	0.9
運輸業、郵便業	460,906	1.6	458,735	1.6
卸売業・小売業	2,222,646	7.8	2,093,461	7.3
金融業・保険業	719,165	2.5	674,769	2.4
不動産業	2,804,289	9.8	2,924,636	10.2
物品賃貸業	116,773	0.4	51,175	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	138,948	0.5	132,423	0.5
宿泊業	541,580	1.9	475,724	1.7
飲食業	614,156	2.2	656,652	2.3
生活関連サービス業、娯楽業	224,424	0.8	180,340	0.6
教育、学習支援業	9,762	0.0	32,361	0.1
医療、福祉	135,514	0.5	141,622	0.5
その他のサービス	1,612,223	5.7	1,462,967	5.1
その他の産業	160,934	0.6	150,154	0.5
小計	15,137,660	53.1	14,757,249	51.6
地方公共団体	1,150,519	4.0	1,170,742	4.1
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	12,208,792	42.8	12,648,696	44.3
合計	28,496,971	100.0	28,576,688	100.0

(注) 1. 単位未満は切り捨てて表示しております。  
 2. 構成比は小数第2位を四捨五入しております。  
 3. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に基づいて記載しております。

### ■ 担保の種類別の貸出金残高

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度
当組合預金積立	1,277,466	1,234,926
有価証券	-	-
勘定	-	44,582
不動産	12,476,818	12,680,853
信用保証協会・信用保険	11,142,411	10,958,633
保証	1,302,307	1,328,237
借入	2,242,998	2,276,997
その他	54,969	52,457
合計	28,496,971	28,576,688



■ 担保の種類別の  
債務保証見返額

(単位：千円)

区 分	債務保証見返額	
	平成23年度	平成24年度
当組合預金積立	2,500	2,500
有価証券	-	-
勘 査	-	-
不動産	47,742	55,557
信用保証協会・信用保険	48,745	44,603
保 証	10,038	18,058
管 用	-	-
その他	-	-
合 計	109,025	120,720

## ■ 貸出金用途別残高

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
運転資金	10,171,291	9,770,131
設備資金	18,325,680	18,806,557
合 計	28,496,971	28,576,688

## ■ 貸出金種類別残高

(単位：千円、%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現金/手形	354,448	1.24	365,179	1.28
手形貸付	1,841,553	6.46	1,549,531	5.42
貯蓄貸付	24,495,277	85.96	25,017,897	87.55
当座貸付	1,805,692	6.34	1,644,080	5.75
合 計	28,496,971	100.00	28,576,688	100.00

(注) 構成比は小数第3位を四捨五入して表します。

 ■ 消費者ローン・  
住宅ローンの残高

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
消費者ローン	163	231
住宅ローン	5,290	5,273
合 計	5,454	5,504

## ■ 代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

項 目	平成23年度	平成24年度
全国信用協同組合連合会	-	-
農工商組合中央会庫	79	88
㈱日本経済金融公庫(中小企業事業)	-	-
㈱日本経済金融公庫(優良生活事業)	66	59
㈱住宅金融支援機構	2,136	1,795
㈱福祉医療機構	21	9
合 計	2,302	1,951

(注) 単位未満は切り捨てて表示しております。



■ 有価証券種類別平均残高

単位：千円

項目	平成23年度	平成24年度
国債	1,410,986	556,340
地方債	1,057,002	1,254,123
社債	4,499,128	4,111,776
株式	209,438	241,093
その他の証券	3,181,069	3,568,930
合計	10,357,624	9,732,265

注) 国債等は、残高がゼロの場合も示してありません。

■ 有価証券種類別の  
残存期間別残高

単位：百万円

種類		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	償還期不明	合計
国債	24年度	—	—	315	—	—	315
	23年度	—	—	1,731	—	—	1,731
地方債	24年度	100	226	392	739	—	1,457
	23年度	50	243	298	505	—	1,096
社債	24年度	250	1,804	1,570	375	—	3,951
	23年度	311	1,263	1,578	609	—	3,761
株式	24年度	—	—	—	—	261	261
	23年度	—	—	—	—	193	193
外国証券	24年度	100	597	102	565	—	1,364
	23年度	—	100	—	594	50	744
その他の類別	24年度	26	369	720	—	1,482	2,597
	23年度	—	196	702	—	1,268	2,166
合計	24年度	477	2,998	3,052	1,679	1,743	9,951
	23年度	361	1,803	4,310	1,710	1,511	9,695

■ 有価証券の取得価格  
または契約価格、  
時価及び評価損益

有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
2. 満期保有目的の有価証券に区分した有価証券は下記のとおりです。

単位：百万円

	種類	平成23年度			平成24年度		
		取得価格計 上場	時価	差額	取得価格計 上場	時価	差額
時価が 買値対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	39	40	0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	450	468	18
	小計	—	—	—	490	508	18
時価が 買値対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	50	49	△1	50	49	△0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	100	100	0	—	—	—
	その他	—	—	—	200	196	△3
	小計	150	150	0	250	246	△3
合計		150	150	0	740	755	15

1. 取得は、有価証券取引法における取得価格に基き行っております。
2. 上記以外のものは、有価証券以外の金融商品です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には記載しておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの  
は存在しません。

4. その他有価証券

単位：百万円

	種類	平成23年度			平成24年度		
		取得価格計 上場	時価	差額	取得価格計 上場	時価	差額
時価が 買値対照表 計上額を 超えるもの	株式	53	29	24	163	114	48
	債券	4,976	4,903	72	4,761	4,628	132
	国債	1,629	1,619	9	315	303	12
	地方債	748	727	21	1,319	1,261	58
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,598	2,556	41	3,125	3,064	61
	その他	848	823	24	1,792	1,712	80
	小計	5,878	5,757	121	6,717	6,456	261
時価が 買値対照表 計上額を 超えないもの	株式	122	141	△18	81	87	△6
	債券	1,465	1,507	△41	875	903	△28
	国債	101	102	0	—	—	—
	地方債	298	300	△1	49	50	△0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,065	1,105	△40	825	853	△27
	その他	2,063	2,371	△307	1,521	1,605	△84
	小計	3,652	4,019	△367	2,477	2,596	△118
合計		9,530	9,776	△245	9,195	9,052	142

1. 取得は、有価証券取引法における取得価格に基き行っております。
2. 上記以外のものは、有価証券以外の金融商品です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には記載しておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

単位：百万円

	平成23年度	平成24年度
	買値対照表計上額	買値対照表計上額
非上場株式	16	16
合計	16	16



■ 自己資本の  
構成に関する事項

(単位:千円)

項目	平成23年度	平成24年度
自己資本		
出資金	441,887	448,254
非累積的永久優先出資	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	441,000	448,000
特別積立金	1,074,000	1,244,000
繰越金(当期末残高)	38,190	33,651
その他	—	—
自己優先出資(△)	—	—
自己優先出資申込返払金	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	—
営業権相当額(△)	—	—
のれん相当額(△)	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目(A)	1,995,077	2,173,905
土地の再評価額と再評価の前回の帳簿価額の差額の45%相当額	39,405	39,405
一般貸倒引当金	76,418	49,910
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補充的項目不算入額	—	—
補充的項目(B)	115,823	89,315
自己資本総額((A)+(B))(C)	2,110,901	2,263,221
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	121,800	121,800
負債性資本調達手段及びこれに準じるもの	101,800	101,800
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	20,000	20,000
非再処分済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる 保証又はクレジットデリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー 及び信用補助機能を付与/0ストリップス(包括223条を適用する場合を含む)	—	—
控除項目不算入額	△100,000	△100,000
控除項目計(D)	21,800	21,800
自己資本額((C)-(D))(E)	2,089,101	2,241,421
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス)項目	20,332,214	22,134,083
オフ・バランス取引等項目	56,820	59,283
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,772,619	1,793,078
リスク・アセット等計(F)	22,161,654	23,986,445
単体 Tier 1 比率(A/F)	9.00%	9.06%
単体自己資本比率(E/F)	9.42%	9.34%

(注) 1. ①国内結合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用留付組合及び信用留付組合連合会がその保有する資産等に對し自己資本の充満の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。



(単位:百万円)

■ 自己資本の  
充実度に関する事項

項目	平成23年度		平成24年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ、信用リスク・アセット-所要自己資本の割合計	20,389	815	22,193	887
①標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー	20,388	815	22,193	887
現金	0	0	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	0	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	7	0	5	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	0	0	1	0
我が国の政府関係機構向け	10	0	18	0
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,915	116	2,889	115
法人等向け	4,719	188	5,629	233
中小企業等向け及び個人向け	3,488	139	3,781	151
抵当権付住宅ローン	2,619	104	2,370	94
不動産取得等事業向け	2,571	102	3,009	120
三月以上延滞等	532	21	412	16
取立未済手形	2	0	2	0
信用保証協会等による保証付	135	5	115	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	1,135	45	1,205	48
上記以外	2,249	89	2,551	102
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化(オリジネーター)	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外)	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファン付) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	0	0	0	0
ロ、オペレーショナル・リスク	1,772	70	1,793	71
ハ、単体総所要自己資本額(イ+ロ)	22,161	886	23,986	959

1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生物品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生物品取引の淨額総額です。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の期日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷8%

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



■ 信用リスクに関する  
エクスポージャー及び  
主な種類別の期末残高  
(地域別・業種別・残存期間別)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー		信用リスクエクスポージャー(期中残高)				信用リスクエクスポージャー	
	区分		K12業種、クレジット 以外のものを除く (注1)(注2)				債権	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
国内	45,701	46,012	28,654	28,734	6,592	5,727	1,437	893
国外	744	1,365	—	—	744	1,365	—	—
総額合計	46,445	47,378	28,654	28,734	7,337	7,092	1,437	893
製造業	837	1,061	484	368	300	616	48	3
農業、林業	246	217	245	217	—	—	—	—
採炭	3	1	3	1	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	126	165	126	165	—	—	—	—
建設業	4,687	4,366	4,687	4,366	—	—	188	90
電気・ガス・熱供給・水道業	361	563	65	171	282	475	—	—
情報通信業	133	300	27	250	100	50	—	—
運輸業、郵便業	693	880	549	536	104	314	—	—
卸売業・小売業	2,827	2,724	2,299	2,167	513	509	88	138
金融業・保険業	9,373	9,975	748	701	2,416	2,307	38	—
不動産業	3,138	3,312	2,828	3,005	303	302	338	42
宿泊業、飲食業	116	51	116	51	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	139	143	139	143	—	—	—	—
卸売業	543	475	543	475	—	—	407	350
飲食業	751	813	751	813	—	—	122	47
生活関連サービス業、娯楽業	297	258	297	258	—	—	26	25
教育、学習支援業	9	32	9	32	—	—	—	—
医療、福祉	135	141	135	141	—	—	—	—
その他のサービス	1,884	1,774	1,882	1,772	—	—	16	45
その他の業種	161	150	161	150	—	—	—	—
国・地方公共団体等	4,476	3,597	1,160	1,179	3,316	2,417	—	—
個人	11,368	11,742	11,368	11,742	—	—	162	140
その他	4,110	4,508	—	—	—	97	—	—
業種別合計	46,445	47,378	28,654	28,734	7,337	7,092	1,437	893
1年以下	21,685	22,817	18,520	18,736	361	451	—	—
1年超3年以下	4,763	5,266	3,416	3,617	1,011	1,139	—	—
3年超5年以下	3,230	3,993	2,484	2,343	595	1,489	—	—
5年超7年以下	2,768	2,525	1,580	1,540	967	888	—	—
7年超10年以下	5,799	4,629	1,073	1,258	2,621	1,444	—	—
10年超	2,208	2,198	498	519	1,709	1,679	—	—
期間の定めのないもの	4,040	4,138	1,081	720	50	—	—	—
その他	1,943	1,812	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	46,445	47,378	28,654	28,734	7,337	7,092	—	—

1. 「債権」は、クレジット以外のその他のクレジット以外のオフバランス取引とは、貸付金以外の債権のうち、当該債権のクレジットの  
与信は、クレジット取引を除くオフバランス取引の与信に属するものを指します。  
2. 「信用リスクエクスポージャー」とは、本表では別項の注の項に於いて10%以上を占めている者に係るエクスポージャーのことです。  
3. 「その他」は、業種と異なる業種の業種又は一業種に属することが困難な業種に分類される業種区分の業種区分に分類する  
ことが困難なエクスポージャーです。同様に、業種、その他業種が除外されます。  
4. 業種区分は日本標準業種分類の区分に基づいて記載しております。

■ 一般貸倒引当金、  
個別貸倒引当金の期末残高  
及び期中の増減額

項目	24年度	23年度	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	49	63	△14	10
個別貸倒引当金	599	988	△118	59
合計	649	1,052	△129	45

(注) 当表は、期末の残高を明示していませんので期中増減額(貸倒引当金の増減)に併せてご確認ください。

■ 業種別の個別貸倒引当金  
及び貸出金償却の残高等

業種	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
製造業	63	19	63	△44	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—
採炭	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	58	45	3	△13	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	15	19	5	4	—	—
卸売業・小売業	100	103	10	3	—	—
金融業・保険業	38	—	0	△38	—	—
不動産業	311	84	26	△227	—	—
宿泊業、飲食業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	1	—	1	—	—
卸売業	274	237	14	△37	—	—
飲食業	50	9	14	△41	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	15	18	3	3	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	12	11	0	△1	—	—
その他の業種	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	47	53	△21	6	—	—
合計	988	599	118	△389	—	—

(注) 1. 当表は、期中の増減は付したうえで期末残高を明示していませんので、期中増減額(貸倒引当金の増減)に併せてご確認ください。  
2. 業種区分は日本標準業種分類の区分に基づいて記載しております。



単位：百万円

### ■ リスクウェイトの区分ごとの エクスポージャーの額等

告示で定める リスクウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成23年度		平成24年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	9,523	—	10,097
10%	—	1,491	—	1,349
20%	466	7,137	562	7,722
35%	—	7,531	—	6,802
50%	917	1,187	1,395	594
75%	—	5,434	—	5,060
100%	171	12,427	809	12,858
150%	—	177	—	146
自己資本控除	—	21	—	21
合計	1,555	44,912	2,767	44,632

注1 格付は、通知格付欄が付与しているものに限ります。  
注2 エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

単位：百万円

### ■ 信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保証		クレジットデリバティブ	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	1,443	1,412	211	189	—	—

1. 当組合は、保証金納付金担保について確保手法を用いています。  
2. 上記保証には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用保証協会、漁業信用保証協会)により保証されたエクスポージャー、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等)により保証されたエクスポージャー(を含む)はありません。

単位：百万円

### ■ 出資等エクスポージャーの 貸借対照表計上額及び時価等

区 分	平成23年度		平成24年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	798	798	1,005	1,005
非上場株式等	334	—	200	—
合 計	1,132	798	1,205	1,005

注. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の区別が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

単位：百万円

### ■ 出資等エクスポージャーの 売却及び償却に伴う 損益の額

区 分	平成23年度	平成24年度
売却益	13	17
売却損	—	—
償 却	1	—

注. 損益計算書における損益の額を記載しております。

単位：百万円

### ■ 貸借対照表で認識され、 かつ損益計算書で 認識されない評価損益の額

区 分	平成23年度	平成24年度
評価損益	△245	142

注. 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

### ■ 信用リスク・アセットの みなし計算が適用される エクスポージャーの額

当組合では、標準的手法を採用しておりますので  
該当するエクスポージャーはありません。

単位：百万円

### ■ 金利リスクに関して 内部管理上使用した 金利ショックに対する 損益又は経済価値の増減額

区 分	平成23年度	平成24年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	572	565



## ■ 法定開示項目一覧

協金法施行規則第69条により次の項目を開示しています。

	頁		頁
1. 組合の概況及び概況に関する次に掲げる事項		(9) 金利リスクに関する次に掲げる事項	
イ 概要の記載	04	ア リスク管理の方針及び手続の概要	11
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	04	イ 内容管理上採用した金利リスクの算定手続の概要	11
ハ 事務所の名称及び所在地	42		
ニ 組合代理業務に関する事項	該当なし	<b>【定量的な開示事項】</b>	
2. 組合の主要な事業の内容	14	(1) 自己資本構成に関する次に掲げる事項	35
3. 組合の主要な事業に関する次に掲げる事項		イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	35
イ 直近の事業年度における事業の概況	05	(ア) 出資金及び資本剰余金	35
ロ 直近の事業年度における主要な事業の状況を表す指標		(イ) 利益剰余金	35
(1) 経営成績	05	(ウ) 基本的項目の額のうち(イ)及び(ロ)に該当しないもの	35
(2) 経常利益又は経常損失	05	(エ) 自己資本比率告示第15条第1項第1号から第4号	35
(3) 当期純利益又は当期純損失	05	までの範囲により基本的項目から削除した額	35
(4) 出資総額及び出資額口数	05	ロ 自己資本比率告示第14条に定める構造的項目の額	35
(5) 貸付総額	05	ハ 自己資本比率告示第15条に定める流動性項目の額	35
(6) 総資産額	05	ニ 自己資本の額	35
(7) 預金債権額	05		
(8) 貸出金総額	05	(2) 自己資本の充実状況に関する次に掲げる事項	36
(9) 劣後証券残高	05	イ 信用リスクに対する所定自己資本額及び	
ロ 単体自己資本比率	05	このうち次に掲げるポートフォリオごとの額	36
ハ 出資に対する配当金	05	(ア) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び	
ニ 償還款	05	標準的手法が複数のポートフォリオに適用される	
ホ 貸付総額	該当なし	場合ににおける適切なポートフォリオの	
ヘ 貸付総額と貸出金総額	該当なし	区分ごとの内訳	36
ト 貸付総額と貸付総額	該当なし	(イ) 標準化エクスポージャー	36
チ 貸付総額と貸付総額	該当なし	ロ オペレーショナルリスクに対する所定自己資本の額	
ハ 直近の事業年度における事業の状況を表す指標		及びこのうち組合が使用する次に掲げる手法ごとの額	36
(1) 主要な業務の状況を表す指標		(ア) 標準的手法	36
ア 営業利益及び営業利益率	29	ハ 単体自己資本比率及び基本的項目比率	35
イ 貸金減損引当、貸付引当引当額及びその他準備引当	29	ニ 自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に	
ウ 貸付引当引当額、貸付引当引当額の平均残高、利息、利息及び貸付引当	29	4パーセントを乗じた額	36
エ 貸付引当引当額及び貸付引当引当額の増減	29		
オ 貸付引当引当率	29	(3) 信用リスクに関する次に掲げる事項	37
カ 貸付引当引当率	29	イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び	
(2) 預金に関する指標		エクスポージャーの主な種類別の内訳	37
ア 流動性資産、定額性資産及び償還性資産その他の資産の平均残高	31	ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	
イ 預金利率変動引当、貸付引当引当額等の平均残高及び変動引当額	31	のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらの	
(3) 貸出金等に関する指標		エクスポージャーの主な種類別の内訳	37
ア 子形態貸付、親形態貸付、当座貸付及び割引手形の平均残高	32	(ア) 地域別	37
イ 貸付利率及び貸付利率の区分ごとの貸付金残高	32	(イ) 標準化エクスポージャー	37
ウ 担保の種類別の貸付金残高及び貸付保証見込額	32-33	(ウ) 標準化エクスポージャー	37
エ 貸付利率の貸付金残高	32	ハ 三月以上経過エクスポージャーの期末残高又は	
オ 標準化の貸付金残高及び貸付金残高に占める割合	32	デフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び	
カ 貸付金の期末残高及び割合の平均値	32	これらの次に掲げる区分ごとの内訳	37
(4) 有価証券に関する指標		(ア) 地域別	37
ア 有価証券の種類の平均残高	該当なし	(イ) 標準化エクスポージャー	37
イ 有価証券の種類の別々の残高及び残高の増減	34	(ウ) 標準化エクスポージャー	37
ウ 有価証券の種類の別々の平均残高	34	ハ 三月以上経過エクスポージャーの期末残高及び	
エ 標準化の期末残高及び割合の平均値	34	デフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び	
(5) 償還率に関する指標	該当なし	これらの次に掲げる区分ごとの内訳	37
4. 組合の事業の運営に関する次に掲げる事項		(ア) 地域別	37
イ リスク管理の体制	08-11	(イ) 標準化エクスポージャー	37
ロ 法令遵守の体制	12	(ウ) 標準化エクスポージャー	37
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	17-19	ニ 一般債権に相当、個別債権(貸付金の期末残高及び期中の残高)額	
ニ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項		(ア) 地域別	37
(1) 指定同等業態等紛争解決機関が存在する場合当該信用貸付		(イ) 標準化エクスポージャー	37
組合等が中小企業等信用保証法第九条の三第一項第一号		ホ 標準化エクスポージャーの額の増減額	37
に定める手続的又は実質的を要する措置を講ずる当該手続		ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、	
的又は実質的のいずれかである指定同等業態等紛争解決機関の		リスクウェイトの区分ごとの信用リスク軽減手法	
名称又は名称	該当なし	の効果を実施した後の残高並びに自己資本比率告示	
(2) 指定同等業態等紛争解決機関が存在しない場合当該信用貸		第15条第1項第2号及び第5号の規定により資本充	
付組合等の中小企業等信用保証法第九条の三第一項第二		当額した額	38
号に定める手続的又は実質的を要する措置を講ずる当該手続		(4) 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
の名称又は名称	該当なし	イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、	
		次に掲げる信用リスク削減手法が適用された	
		エクスポージャーの額	
		(ア) 標準化エクスポージャー	38
		ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、	
		保証又はクレジット・アラバティが適用された	
		エクスポージャーの額	38
		(5) 派生商品取引及び長期決済債権取引の取引相手の	
		リスクに関する事項	該当なし
		(6) 標準化エクスポージャーに関する事項	該当なし
		(7) 出資等又は劣後エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
		イ 貸付総額、貸付利率及び貸付利率の平均残高、利息、利息及び貸付引当	38
		(ア) 上掲標準エクスポージャーに該当しない	38
		(イ) 上掲標準エクスポージャーに該当しない	38
		出資等又は劣後エクスポージャー	38
		ロ 出資等又は劣後エクスポージャーの種類及び	
		償還に準ずる償還の額	38
		ハ 貸付利率等で評価され、かつ、標準計算書で	
		認識されない評価利益の額	38
		ニ 貸付利率及び標準計算書で認識されない	
		評価利益の額	該当なし
		(8) 信用リスクアセットの内部リスクが適用される	
		エクスポージャーの額	該当なし
		(9) 金利リスクに関して内容管理上採用した金利ショックに	
		対する適正又は経済価値の増減額	38
		ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は取得価格、取得及び評価利益	
		(1) 有価証券	34
		(2) 金融債権	該当なし
		(3) 第41条第1項第5号に掲げる債権	該当なし
		ヘ 貸付引当金の期末残高及び期中増減額	07
		ト 貸出金償還の額	07
		チ 貸付引当金の取崩	28
		6. 継続企業の前提の適否と継続	該当なし
		金融再生法に基づく開示項目	
		金融再生法第26条第2項及び同項第3項に対する保全額	07



## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に關して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支給時期 c. 支給方法

#### (2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	組合で定められた報酬限度額
理事	48	53
監事	10	12
合計	59	65

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号〔付属明細書〕における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事10名、監事3名です(退任役員含む。)

注3. 使用人兼務理事3名の使用人分の報酬は、ありません。

注4. 上記以外に支払った役員退職慰労金は理事1百万円です。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬などに関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成24年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員には、期中に選任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成24年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引かぬ報酬体系はありません。



## 十勝信用組合営業地区・店舗



ニペソツ山

標高2,013m  
2013年の今年が  
メリアルイヤー



北海道バルーン  
フェスティバル

今年で40回目となる上士幌祭の一大イベント。



ナイタイ高原牧場

日本一広い公共牧場  
総面積約1,700ha  
(東京で約4,358個分)



## トピックス

平澤署長から感謝状を受け取る  
吉田支店長。右は西本さん



19日、同署を訪れ、平澤署長から感謝状を受け取った。西本さんは、「被害を防止したのは、貴署の協力があってか」と、吉田支店長は「口頭から職員が詐欺被害に注意していたら、引き続きしっかりと対応していきたい」と話していた。(彩原尚勝)

**投資金詐欺 未然に防いだ**  
十勝信組に  
帯広支店長感謝状

多額投資を伴う投資金詐欺被害を未然に防いだとして、十勝信組啓北支店(帯広市西四北一)、吉田支店(支店)と同支店職員の間本なさん(22)に19日、帯広署(支店警務部長)から「感謝状」が贈られた。

同署より「ある日、同支店は100万円、窓口を押しつけていた西本さんから職員が電話を利かせ、来店した男性(40)の投資金詐欺被害を未然に防いだ」と、同支店長と西本さんは「突然に被害を防いだ。感謝状を贈られた」と話した。

19日、同署を訪れ、平澤署長から感謝状を受け取った。西本さんは、「被害を防止したのは、貴署の協力があってか」と、吉田支店長は「口頭から職員が詐欺被害に注意していたら、引き続きしっかりと対応していきたい」と話していた。



平成24年11月20日 十勝毎日新聞 振り込め詐欺未然防止事例紹介



総代交友会 新年交礼会セミナー  
講演:帯広三条高等学校合唱部顧問 豊田瑞吾氏  
題目:「指導者として学んだ事」



新春演奏会:帯広三条高等学校合唱部  
「平成24年 全日本合唱コンクール  
全国大会金賞・文部科学大臣賞同時受賞」



救命救急訓練・受講職員組合50周年記念事業



心から笑顔になれる  
 そんな未来のために――



（右上写真）

店舗一覧表

（事務所の名称・所在地・自動機器(ATM)設置状況）

（平成25年6月21日現在）

本店	〒080-0010 帯広市大通南9丁目18-20番地	TEL 0155-23-1371	FAX 0155-24-0354	ATM 2台
緑ヶ丘支店	〒080-0026 帯広市西16条南4丁目60番17	TEL 0155-41-8131	FAX 0155-41-8133	ATM 2台
北支店	〒080-0802 帯広市東2条南5丁目13番地	TEL 0155-23-2135	FAX 0155-24-0327	ATM 1台
幕別支店	〒089-0603 中川郡幕別町本町93番地2	TEL 0155-54-2428	FAX 0155-54-4324	ATM 1台
上士幌支店	〒080-1408 河東郡上士幌町東3線237番地	TEL 01564-2-3111	FAX 01564-2-4144	ATM 1台
南支店	〒080-0015 帯広市西5条南19丁目9番地	TEL 0155-27-2298	FAX 0155-24-0391	ATM 1台
西支店	〒080-0028 帯広市西18条南2丁目11番地	TEL 0155-33-9191	FAX 0155-35-6819	ATM 1台
啓北支店	〒080-0043 帯広市西13条北1丁目1番地	TEL 0155-33-1212	FAX 0155-33-1215	ATM 1台





TOKACHI SHINKUMI  
DISCLOSURE

2013



十勝しんくみ



<http://www.tokachishinkumi.com>